

豊田市花のあるまちづくり事業補助金交付要綱取扱基準

(補助金の重複の禁止)

第1 申請団体が、市又は他の団体から類似の補助金、負担金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。ただし、自己負担分については、この限りでない。

(新規団体扱いの除外)

第2 過去に、公園緑地協会及び豊田市から類似の花助成を受けた団体については、花壇の新設及びプランター等の購入の補助において、新規の団体として扱わないものとする。

(補助対象資材等)

第3 花苗等の購入に係る補助において、花苗、低木苗、球根、種子及び肥料以外で補助の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 播種箱、マルチング、苗床用ビニール、自動散水機、ホース、ジョーロ、培養土及び病害虫防除駆除薬

(2) 花壇補修用ブロック、ラティス、ハンギング等機材、プランター等(破損等で交換する場合は、1個当たり1万円を補助金額の上限とする。)

2 噴霧器、移植ごて、鍬、スコップ及び鎌については補助の対象としない。

(低木の管理)

第4 低木は、樹高が1メートルを超えないように管理しなければならない。

(植替え免除の範囲)

第5 補助金交付要綱第4条第1項第4号の植替え免除の範囲は、全ての花壇等の合計面積の3分の1以内ではなく、個別の花壇等の面積の3分の1以内とする。

(完了写真)

第6 完了写真は、申請1団体でプランター等の設置箇所が多数(5か所を超える)の場合は、1か所につき1枚以上を実績報告で提出する。但し、播種や植替えを考慮し(おおむね半数程度)、全箇所で完了確認ができるものとする。

(設置場所)

第7 花のあるまちづくり事業補助金交付要綱 第4条第1項の「公道等公の場所から観賞することができる花壇、プランター等による花飾り」について、公の場所からおおむね2m以内に設置されている花壇、プランター等とする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。